

稲城市告示第102号

別紙の者に係る滞納処分に関する書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、その送達に代えて公示送達する。

なお、当該書類は、同条第2項の規定に基づき稲城市市民部収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月30日

稲城市長 高橋 勝浩

別紙

[illegible]